

駿
河
土
産

卷
四

駿河土産卷四

目録

- 一 江戸表にて或時尾わり殿紀伊殿江御見舞の節、御対御面延引ニ付御不興の事
- 一 水戸頼房御若年の時男立の事
- 一 松平薩摩守忠吉卿江戸表江参勤御逗留のうち御死去之事
- 一 武道を嗜者八戦場江の覚悟可有と権現様 上意之事
- 一 大坂冬御陳の節 権現様御陳江政宗・義宣・景勝、同道にて被参事
- 一 大坂御陳御あつかひ被成候御悦として城中より織田有楽・大野修理茶臼山急来りし事
- 一 大坂冬御陳の時城方より下町筋自焼の事
- 一 大猷院様御代天海大僧正御伽に
- 一 被出氣詰りなりと被申し事
- 一 権現様佐竹義宣を律義なる者と上意有之し事
- 一 大坂御陳の時將軍様より御陳法の御書付を 権現様江御覽に被入し事
- 一 大坂御陳のとき將軍様江戸表御発駕御急被遊候ニ付 権現様ことの外御き嫌不宜事
- 一 権現様京都御立被遊大坂江御取懸被遊候節の事
- 一 大坂落城の朝 権現様には御持旗・御長柄等住吉辺へ立申へきとの上意之事

終

駿河土産巻四

江戸表に於て或時尾張殿紀伊国殿江
御見舞之儀これあり、其節頼宣公ニハ
御髪にゆひ懸り被遊御座候により
御出席おそく候ニ付、義直公安藤帯刀へ
被仰候は、べつに用事とても無之候
得とも此辺を通り候ニ付立寄候、其方ニ
逢御無事の由を聞候うへ八面談に
八及び不申と被仰御立被成候を、今少し
御待被遊被下候様ニと申上、帯刀は
頼宣公の御側江参り尾わり様ニハ
御待兼被遊候ニや御帰り可被成と被仰候
お今少しと申上候ニ付御待被遊御座候
只今にては御前様の御親方とて八
尾張様計にて御座候所に
あなた様杯を御またせ被遊候様なる義か

御座有ものニ候やと被申上候へハ、御心得被成候
とて早々御仕上あられ御対顔相すミ
尾張殿御帰り以後御髪をそろへ候仁を
御呼出し被遊、先程おわり殿御出の節
われらおそく出候とて帯刀殊外
しかりたる時、われら落るいせし躰を
定而鏡にうつりたるニてあるへし
其方は見候やと御尋に付御意の通
御落涙被遊候御顔色の御鏡に移(映)ら
せられ候を見上奉候、尤尾張様の義
とは申なから余りなる帯刀の被申上
様と私式の者の心にも存上候と
申上候へハ、頼宣公御聞被成其方杯が
心には左様に推量すべきと思ふ
に付尋たるそ、先程帯刀か我等へ
言聞せたることくの義を誰有て

言物とては外ニは無之、あの様なる
ことをも言兼間敷者と思し召
われらへ御附被下たる御心入の程が
難有仕合なりと 権現様の
御事を思ひ出し覺へず落涙
せしと御申聞られ候となり

一 水戸頼房公御年若の頃、ことの外
男立をなされ鮫鞘の長かたなに
金鍔を御打御衣類も紅裏を御付被遊
その外御不行跡の義とも有之、江戸
中上下の取沙汰に御あひ被成候ニ付
御付人御家老中山備前守毎度
色々御諫言申上候へ共御用ひ無之候也
或時御老中方より御奉書を以て
備前守御用之儀有之間明日
四時登城被致様ニと有之ニ付備前守

登城被致候処、御老中方被申候八今日
其許を被為召候御用八我々共は
不存事に御座候、定而後刻 御前に
おゐて御直の御用ニ而可有之候と也、備前守
被申候八何^茂ニ御存知なき御用の筋^ニ而
拙者を御前江被為召候と有之ニ付て八
我ら存当りたる儀有之候、定て水戸殿
御行跡の義を御尋可被遊との義と奉
察候、有躰^ニ申上候へ八主人の悪事を訴へ
候ニ当り候、又何事をも存不申と申上
或は悪敷義をもよろしき様に取成
申上候八御上をあさむき奉^ニ而候へ八
御前江罷出候^而はいたし方無御座候付
被為召候と申儀ニ付登城八仕候へとも
私は退出仕候、依之御き嫌損し
御仕置等ニ被仰付候段八覺語仕罷有

由申上しかは、御老中方御留被成候へ共
備前守承引不仕、帰宅の節上屋敷江
立寄候処二頼房公二茂今日備前守二吉人
御用として被為 召候段御合点
不参候二付御用相済備前守歸候を
御待被遊御座候二付、早速被罷出候
て御尋の処、備前守御城二而の次第
申上、私義 公方様より何らの
御科シ此に可被仰付もはかり難し
先切腹と覚語相極罷有候、此上
なから残念なる義三ヶ条御座候、先
第一二は私才知おさなく候故何事を
御諫申上候ても御前様御聞済被遊
御行跡等をも御改被遊候様二御異見
申し叶へ候義を得不仕候事、二ツには

御年若なる御前様二而御座候へ共此
備前守を御付置被成候て八御氣遣も
無御座義と御安堵二思召候
権現様の御目かねを御相違になし
奉り今更申わけも無御座仕合
奉存候、三ツにはとくより心付不申
にて八無御座候へ共かれこれと
見合居候ゆへ延引二仕御不行跡の
御相談相手と罷成候不届の奴原(輩)
成敗不仕してあんをんに御し置
私相果候二おみて八いよ／＼御不行
跡の障りに可相成は必定の事二候
たとへ私義切腹仕身命はおわり
候共魂は此御殿の内をばはなれ

申間敷間、願八く八御行跡を御改被遊
御上の思召ニも御叶被遊候様にと
奉存候、私今生の御暇乞いたし候へ八
御盃を拝領被仰付被下候へと申上
御小姓衆御酒・御盃をと備前守
申候を頼房公御聞被成御小納戸
衆を被召、日頃御用ひ被成たる
伊達拵の御刀・脇指・御衣類等まで
こと／＼く取出し持参候様ニと有之
備前守見申候処^{ニ而}御小性衆^(姓)江不残
わけ被下、其上ニて御わきさしの御鐔
もとをくつろけられ御小刀を以
御きんてう被遊、向後の義八御行
跡を御改被成候間気遣仕間敷旨
備前守江被仰聞候となり、右

備前守登城の節御老中方江
段々の存寄り申達帰宅の由
上聞^ニ達し候へ八 公方様ニも備前守
左様の了簡ならば水戸殿の御行
跡八なをる^ニ ^(てか)あるへし重畳の
ことなりとの 上意に有之候と也
右三人の衆中の義を書しるし候事八
権現様御目かねを以御三家方の
御後見として御附人^ニ被仰付候処
御見立の通三人共に一器量ツ、有之
衆中ニ申との証拠のためと存一ヶ条
宛書付候也

一 松平薩摩守忠吉公尾州より
江戸表へ参勤あられ御逗留の内
御煩出し被遊御病気御大節の由
諸医共に申由 上聞^ニ達し

將軍様ニも薩摩守との旅宅江
御成被遊候と也、然処ニ少々御快氣付
尾州江御帰城あられ御養生可然との
儀ニ而江戸表をは御発駕被成
品川迄御出候へ八御病氣重り
御養生御叶不被成御死去ニ付
増上寺において御取置等有之
尤の義也、然るに何の用ニもたゝぬ
追腹を切て死八犬死と言もの也
ひつきやう八主人うつけゆへの
儀なるそと有上意之趣江戸表
江茂相聞ゆ、依之其後越前中納言
秀康公越前北の庄の城ニて死去
あられ候段江戸表江相聞けれバ

宿次を以家中の侍共の内に若
殉死とぐへきと申者有之候とも
堅くきんずへき旨越前家老
中とある奉書を被成下ると也

権現様ニ八右上意の趣思召ニ御座
被遊候ニ付御在世の間御厚恩ニ
預り被申たる衆中大身小身へかけ
数限りもなく被居候へ共、駿府に
おひて御他界被遊候節御供と申て八
吉人も無御座台徳院様ニも右
上意を御守り被遊候を以殉死の
衆とて八無御座候となり

一 権現様上意に武士を嗜侍八戦
場江趣(赴)からは討死を遂へき心懸
なくてはかなふへからず、しら齒の
もの八齒の黄色にならぬ様ニと
心かけ、髪にも香をとむるが

よしと有仰を承、伝へられたる衆
中八大坂兩度の御軍の節伽羅
八少宛持參被致候へとも、香炉無
之故五月七日ニも髪に香を留
被申たる衆とて八御近習ニ壹人も
無之候と也、おなしく上意に小身の
武士着料の具足を申付おど
させる時(胸カ)・小手、其外をば麤末ニ
いたさせ候共兜をば念を入候様ニ
心得たるかよきぞ、子細八討死したる
時兜八首と一所に敵の方へ
わたる物也、然者死後の為ニ而八
なきかとの仰ニ有之候と也

右の上意ニ付上田主水入道宗古齋物語候八
侍八戦場ニおいて討死を遂たるかよき也
去ニよつて月代なそのうしろ下り
なる八首になりたる時わびことつら

になりて見くるしき間後(三カ) 高に
そりたるかよし、かミそりをバ陳
中江も持參いたし明日八必一戦と
知たる前日ニ八月代をそり首を
きれいにいたす心懸專一の由宗古齋
咄しの由也

一 大坂冬御陳の節権現様住吉の
御陳江上杉景勝・伊達政宗・佐竹
義宣三人同道ニ而被參候義有之
政宗は猩々緋の袖なし羽織に
白糸の菊とぢ付朱さやの脇指
白銀の打鮫紅の腕ぬきなり
義宣八常式の黒羽折(織)に五本
骨の扇子を大キにして付たる
まで也、景勝八黒キとしおりの羽
織により金ニ而芦を縫白さぎを
ぬひニいたし赤きひぼを付て着
被致候と也、三人退出の跡ニて

権現様被仰候ハ、義宣八律義なる人と定而被仕、側の者共の仕わざにこそ笑止なる事也との 上意^ニ而御笑被遊候となり

一 大坂冬御陳御あつかひニなり事済候ニ付御悦として城中より織田有楽・大野修理兩人茶臼山の御軍營^江最初に來ル、其後七組の頭を初兼て御出入の面々八御太刀折紙を差上打各御目見申上る中ニ織田雲生主計ハそゝなる扇を二本台にのせ雲生寺八專院土用坊といふ下札を付け持参候となり

雲生寺夏陳の節八親父有楽と一所に城を被出候ニ付、組下の諸浪人ともの義をば大庭土佐と申者支配仕しとなり

一 大坂冬御陳の節、城方より下

町筋を自焼いたし候刻、高麗橋をも焼落したる共申、又左様ニハ無之とも申、一円儀定不仕ニ付小栗又市ニ見分いたし参候様ニと被仰付候へハ罷越歸りて高麗橋ハ其まゝにて有之候と申上候へハ御聞被遊、若高麗橋をも焼おとし候ニ於ハ城中の奴ハら悉ほし殺にしてくれんと思ひつるにとの 上意ニて何とて使者のもの共は見届ざるぞと仰有けれハ、又市申候ハいつれも臆病ものともニ候ゆへ近く^江寄て見候ハ、鉄炮に当り可申かとそんし遠くより見候ニ付ての事ニ候と申上て又市 御前を被立候跡^ニ而 現様御側衆^江 上意に

又市かあの大口にて八同役共と中
悪敷か尤なりと 上意にて御笑
被遊候と也

一 大猷院様御代天海大増(僧)生被申候八
権現様有為無常と御改被遊

台徳院様八御にうわに御座被遊候二付
右両御代二は物も申上よく御伽も
いたし易くおもわれ候様に当
將軍様二八御発明にて御理屈強に
被成御座候を以御伽をいたしなからも
気かつまるよし被申けるとそ

一 権現様駿府の御城に被遊御座候節
御伽の衆中誰とのはことの外
律義人二而候との咄を 御聞被遊
律義なる人と言八まれなるもの也
我此年になり候へとも律義なる

人として八佐竹義宣より外に (はカ)

見たる事なしとの仰二付御伽衆何茂
合点不仕候処に、永井右近御前に
被居候か義宣義を左様に 御意
被遊候八いか様の子細をもつての
思召二御座候哉と申上候、然れ候へは
其方共もそんすこと(る脱)く先年
大坂に於て石田治部と七人の
大名どもと出入の義二付治部大坂を
立退我等を頼伏見江参候節
大坂よりの道中の義八義宣介
抱してつれ上りその後石田
佐和山の城江蟄勢の道中に
於て大名共立合打果すへきの
風悦(説)に付三河守に道中見送
を我ら言付たるとの義を義宣

聞及はれ治部を大名に打果させ
ては其身の一分不立とあつて
道中江目付・物聞を附置左右
次第に馳出して三河守と一手二
なりて治部を介抱いたすへきと
有て上下とも軍立ニて
待あわせ被居候となれ八律義
人の儀仁に紛れ是なし、其後
関ヶ原一戦の刻^茂大坂方江も不付
して被居候を以心底如在なきと八
思ひなから其通ニ八いたし置かたき也
我らへ一味にて関ヶ原表江出勢
被致戦功なとも有之候八、朝熊も
先祖代々の領地の義ニ候へ八水戸の
儀八相違ある間敷に残り多き
事也、人律義と言はほめたる

事ニて随分よき事なれとも律
義過たると言にのそミては一思案
ならてはかなわさる義也と 上意の
よしなり

一 大坂御陳の時 將軍様より軍法の
御書付被遊、本多上野介をもつて
御覽にいれられ候処に 権現様
御意被遊候八、將軍ニ八なる程此通
にてよく候、我ら事八年若き頃より
いつの軍にも軍法の書付を出シ
たる事八これなし、子細は軍
法の書付通ニいたして悪敷時八
しかる事もならず、又軍法の書付を
背て能事あれ共それをほめて八
書出したる法か立ぬにより時の見
合次第にして埒をあけ来
りたる事也と仰 候と也

一 大坂夏御陳之節 將軍様江戸

御出陳に先達而上杉・佐竹・伊達・

松原(平)上総介殿右四人の大名衆

人数大勢二而押登られ候二付、近藤

勘右衛門を御使二而何茂道を急候様二と

上意二候へとも大軍ゆへ埒明不申候

に付、箱根山を御越被遊段々と

先勢を御追越被遊御道中殊外

御急被遊候二付歩行二而御供の御番衆

など八続(兼)円御膳の御料理二なり候

鳥の毛をも馬上二而むしるくらい

に有之候、去二よつて伏見江早々

御着被遊候処、本田上野介には

御道中御急候段御尤なる儀と被存候

に付其趣を以被申上候へ八権現様

御聴被成以の外なる御き嫌にて

被仰候八 將軍二八何用二而左様に道中

をは急かれ、大身なる奥州大名共を

頭に立て先馳をば被致候哉、夫二は

不及義也との 上意二而翌日又その

翌日も御持病気の由被仰御対面

無御座候と也

一 権現様京都を御発駕被遊

大坂江御取置(又)被遊候節何茂

御供中八腰兵糧計にて事済へき

なり、小荷駄にはおよふへからず、御台

所方江白米三升・かつほふし

十・塩鯛壱ツとみそを少持参仕候様

被仰渡候二付、又 大御所様の

御功者立を被仰出候、去年も

大坂表に百日程御懸り被成候物を

と人々さゝやき申候となり

一 大坂落城の朝 権現様ニ八御持旗
御長柄等の義八住吉辺に立ならへ
候様と御下知被遊、御自身様ニ八茶色
の御羽折(織)に下くゝりの御袴を被為 召
住吉と城との間にあるくの木
林の内に山駕籠に被為 召被遊
御座御茶を被召上候とて松平
右衛門の大夫ニ被仰候八、城方の者共の
心には身共は住吉にひかへ居たると
思ふニ而有へし、もはや軍には勝たる
ものなれ八身を大事にしたるが能
ぞとの 上意ニ而御笑被遊候となり
其処江安藤帯刀乗来り下馬より下(衍)
御前にて合戦の次第なそ申上
御茶・弁当ニ付居候坊主衆へむかひ
身共も何そ一盃給度と被申候へ共

御前の御茶わんより外八無之由坊主衆
申候へ八、帯刀きかれ御前の御茶わん
にてもあれ跡をすゝぎ置たらは
よさそうな事也と被申候を御聞被遊
坊主衆へ被仰候八、帯刀かのどのかわくと
言になぜ早く吞せぬそ、か様の時節
上下のへだてか有物かうつけめがとの
上意にて御しかり被遊候となり
帯刀退出致候処 権現様八茶白山の
上へ御上り被遊候節、谷間より鉄砲
打出し候故御供中さわき候ニ付
小従人衆三人其処へかけ付てつ砲
打出し候ものを見出し金笠を
かふりたる足軽壱人召捕へ茶
臼山引来り候処に、本田上野介
其場に被居其者ニ被申ける八

誰か家来^二而只今の鉄砲八何とて
放し候やと被尋候へ八、私義は本多
上野介足輕^二而御座候 上様と八
不奉存敵と存放し懸候と申上ル
上野介大キにいかり言語同断の
不届者めと被申候を 権現様
被為 聞小従人衆の方へ御向被成
放して遣れ、はなせくとの
上意に付追放しに被致候時、上野介
不届奴の義^二御座候間成敗可仕と存
罷有候処、御意を以御助被遊冥加
に相叶たる奴にて候と被申上候へ八
上意に、我等本道をさし置脇道より
来り旗・長柄も無之ゆへ敵と思ひ
たる八ことわり也、あの足輕に科八
なしとの上意に有之候となり
右小従人衆八石丸庄兵衛・八木

善四郎・田中市兵衛と申三人
にてこれあり候由、御すなを
なる御淀の由其節下々にて
奉申候と也

駿河土産巻四終